

帯広市発注工事における主任技術者等の兼任等に関する取扱基準

(主旨)

第1条 この基準は、帯広市の発注工事における主任技術者等の兼任及び監理技術者等の専任を要しない期間の取扱い等について、必要な事項を定めるものとする。

(兼任を認める工事)

第2条 建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、同一の主任技術者が建設工事を兼任して管理することができるのは、次に掲げる条件の全てを満たす場合とし、合計で2件若しくは3件まで、兼任を認めることができるものとする。ただし、監理技術者には適用しない。

- (1) 公共工事であり、工事場所が原則、帯広市内であること。(他の発注機関の工事との兼任の場合は、他の発注機関が兼任を認めている場合に限る。)
- (2) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。
- (3) 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。
- (4) 同一の建設業者が施工する場合であること。

第2条の2 建設業法第26条第3項ただし書き及び建設業法施行令第29条の規定に基づき、特例監理技術者の兼任は、次に掲げる条件の全てを満たす場合とし、合計で2件の工事の兼任を認めるものとする。ただし、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち合いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲に限る。

- (1) 公共工事であり、工事場所が原則、帯広市内であること(他の発注機関の工事との兼任の場合は、他の発注機関が兼任を認めている場合に限る。)
- (2) 同一の建設業者が施工する場合であること。

(兼任の手続き)

第3条 帯広市が発注する一般競争入札(以下「入札」という。)に参加する者が、他の公共発注工事に配置している主任技術者及び特例監理技術者を兼任させようとする場合は、入札に参加するために提出する書類(以下「申請書類」という。)の提出時に、併せて主任技術者等兼任届(様式第1号。以下「兼任届」という。)を契約管財課に提出するものとする。なお、同日に執行する入札の2件において主任技術者及び特例監理技術者の兼任をしようとする場合は、それぞれの申請書類に併せて提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、主任技術者及び特例監理技術者の専任を要しない帯広市が発注する工事において主任技術者及び特例監理技術者の専任を要する工事と兼任する場合に準用するものとし、この場合は、契約後直ちに兼任届を工事担当課に提出するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定により届出があった場合には、兼任の適否を判断し、速やかに「主任技術者等兼任回答書(様式第2号)」を交付するものとする。

(兼任の解除)

第4条 市長は、兼任を認めた工事において施工管理体制等が不十分と判断したときは、兼任を解除するものとする。この場合において、市長は「主任技術者等兼任取消通知書(様式第3号)」により通知するものとする。

(専任を要しない期間)

第5条 次の各号のいずれかに該当する期間には、監理技術者、特例監理技術者及び主任技術者は現場への専任を要しないものとする。ただし、いずれの場合も発注者と受注者との間で、これらの期間が打合せ記録等の書面によりあらかじめ明確になっていなければならない。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 災害復旧工事等発注者が特に認める期間
- (5) 前4号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

附則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成29年3月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条の規定は、請負契約の時点に関わらず、この基準の施行の日以後は全ての工事について改正後の基準を適用する。

附則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和5年1月1日から施行する。